

一房のぶどう



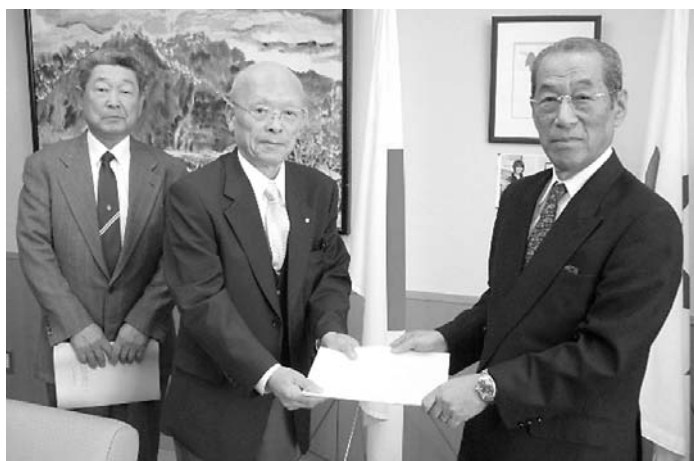
第19号

平成22年5月15日 編集・発行／あきる野市教育委員会
〒197-0814 あきる野市二宮350 ☎042(558)1111(代)

「おとなが手本のあきる野市」を 持続可能な活動に広げるために

～地域から輪を広げて
全市民的な活動へ～

あきる野市社会教育委員の会議からの提言



教育委員会では、子どもの生活習慣の乱れや、社会性の低下、規範意識の欠如など様々な課題に対応するため、「おとなが手本のあきる野市」をスローガンとした運動に取り組んでいます。これは、学校や家庭、地域において、おとなが手本となって行動することにより、子どもに良い影響を及ぼし、規則正しい生活習慣や規範意識などを身につけさせていこうというものです。

また、「おとなも子どもの手本となるような行動を心がけること」によって、家庭の教育力だけでなく、地域社会の教育力の向上も図っていこうとする取組です。

教育委員会では、これまであいさつ運動など様々な事業に取り組んできましたが、この度「社会教育委員の会議」から、「おとなが手本のあきる野市」の活動を、地域から輪を広げて全市民的な活動とするための提言が提出されました。

教育委員会では、この提言を受け、さらに「おとなが手本のあきる野市」の活動の充実に取り組んでいきます。

「おとなが手本のあきる野市」を持続可能な活動に広げるために「地域から輪を広げて全市民的な活動へ」の閲覧場所：市ホームページ、各図書館

社会教育委員は、学校教育や社会教育の関係者、家庭教育の向上を図る活動を行っている方、学識経験のある方により組織され、社会教育に関して教育委員会に助言することを目的として、社会教育法の規定に基づき設置されています。社会教育委員の会議は、その任期（2年間）ごとに社会教育行政に関する課題を取り上げ、教育委員会に提言を行うっており、この提言は4月末で任期が満了となった第7期の社会教育委員からのものです。

教育委員会コンプライアンス標語

基礎・基本 軸足ぶらさず法令遵守

あきる野市では、4月を「コンプライアンス強化月間」と定め、職員のコンプライアンス（法令遵守）意識の向上を図るための取組をおこないました。その一つとして、教育委員会では、職員から標語を募集し、選ばれた作品です。

※コンプライアンスとは…事業活動において法令を遵守すること、広くは倫理や道徳などの社会的規範を守って行動すること。